

三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務

(2) 業務の目的

第3次三田市地域福祉計画に基づき、困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくりを行うために、法第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号に規定する参加支援事業を行う。

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域のコミュニティ機能の低下や人と人とのつながりの希薄化が進んでいる。その中で、個人や世帯の抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立や8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどといった複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が増加し、従来の分野別の福祉制度では対応が困難な状況が生じている。

また、支援者側も担い手の減少・不足という課題を抱えながら、複合的な課題を抱え支援を必要とする人々の増加に対応するため、課題解決型の支援から伴走型の支援への転換が求められている。

そのため、下記の2つの観点（【参加支援を実施する上での観点】、【地域づくりを実施する上での観点】）を踏まえた事業展開を行うことで、「支える」「支えられる」という関係を越えたつながりを生み出し、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指す。

【参加支援を実施する上での観点】

- ・プランに基づく支援のみならず、ゆるやかで豊かなつながりを作る取り組みの展開
- ・対象が人であることを念頭に置き、人の生活に関わる全ての分野にまたがる支援を行う
- ・誰かとつながって認め・認められ、自己肯定感を高めることで誰もが元気になれる

【地域づくりを実施する上での観点】

- ・困りごとを抱える人や世帯を包摂的に受け止める土壌づくり
- ・その地域に住む人々が、自分たちの幸せを追求する取り組みの促進
- ・上記の2つが重なることで、より豊かで住みやすい地域になるという意識の醸成

(3) 業務内容

別紙「三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務委託仕様書（以下「仕

- 様書」という。)に示すとおりとする。ただし、仕様書の「7 業務内容」の(2)及び(4)については、提出された企画提案書に基づき本市と協議の上仕様を決定するものとする。
- (4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
- ① 地域を基盤とした参加の機会の発掘や受け皿となる土壌づくりについて
 - ② ICT等の様々な媒体を通じた住民への周知及びコミュニケーション活動について
- (5) 履行期間 契約締結日(令和7年8月中旬予定)から令和11年3月31日まで

2 予 算

委託料の見積限度額は41,640,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

(令和7年度から10年度まで：	令和7年度	6,980,000円
	令和8年度	10,860,000円
	令和9年度	11,900,000円
	令和10年度	11,900,000円)

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 日 程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
実施公告	令和7年5月28日(水)
質疑受付期限	令和7年6月3日(火)
質疑回答期日	令和7年6月6日(金)
参加資格審査申請書類の提出期限	令和7年6月12日(木)
参加資格審査結果(選定・非選定)通知	令和7年6月18日(水)
企画提案書提出期限	令和7年7月8日(火)
企画提案書の審査(プレゼンテーション)	令和7年7月11日(金) 詳細別途通知
選定審査結果(特定・非特定)通知	令和7年7月18日(金) 予定

以後のスケジュールは選定事業者との協議により決定します。

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者
- ＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。

① 代表者証明(商業登記履歴事項全部証明書)
② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明(その3の3)
※ 滞納がないことが確認できること

③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※ 最新1年分の決算数値がわかるもの

④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。
- (6) 国税・県税・市税を滞納していないこと。

【その他要件】

- (1) 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日）に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。
※同種の業務とは、福祉分野における個別支援に関する業務をいい、類似の業務とは、福祉分野又はその他の分野における中間支援業務をいう。

6 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式9）により、電子メールにて提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年6月3日（火）16時45分まで（必着）
- (3) 提出先 三田市 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係
E-mail: fukushi@city.sanda.lg.jp
※迷惑メール防止のため、「@」を「Σ」に置き換えています。
- (4) 回答方法 令和7年6月6日（金）17時までに三田市公式ホームページの当該ページに掲載する。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

内 容	提出部数
① 参加表明書（様式1）	各1部
② 会社概要（様式2-1）	
③ 業務実績（様式2-2）	
④ 業務実施体制（様式3）	
⑤ 管理責任者・従事者の経歴等（様式4）	
⑥ 管理責任者・従事者の業務実績（様式5）	
⑦ 5(1)で示した書類（三田市入札等参加資格者名簿に	

(2) 留意事項

- ① 業務実績及び業務予定者（管理責任者・従事者）の業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ② 記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、管理責任者・従事者がその業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。
- ③ 業務の一部を協力業者に再委託する場合は、業務実施体制（様式 3）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。
- ④ 様式 4 及び様式 5 については、様式 3「業務実施体制」に記載した管理責任者・従事者ごとに作成すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 1 6 時 0 0 分まで

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く 9 時から 16 時 30 分（最終日のみ 16 時）までの間に持参すること）

(5) 提出先 「14 問合せ先」のとおり

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

結果通知は、令和 7 年 6 月 1 8 日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格を有する者が 5 者以上あった場合は、「11 審査基準等」の「(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準」に基づく評価の合計点が高いものから企画提案書の提出者として 5 者程度選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。

9 企画提案書の作成方法

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式 6）
- ② 実施方針・実施フロー・工程表（様式 7）
- ③ 特定テーマに対する企画提案（様式 8 - 1 ~ 8 - 2）
- ④ 見積書（様式任意）

(2) 提出部数

様式等	提出部数
① 企画提案書（様式 6）	各 10 部

② 業務の実施方針・実施フロー・工程表（様式7）	（正本1部、副本9部）
③ 特定テーマに対する企画提案（様式8-1～8-2）	
④ 見積書（任意様式）	1部

(3) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とし、書体は見やすいものとする。
- ② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマ、A4用紙10枚までとすること（A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできる）。
- ③ 見積書には、本市が示した仕様書等のほか、企画提案書等で提案しているすべての業務の見積額（税込）を記載すること。

見積額（税込）については、令和7年度から令和10年度までの総額を記載すること。

（年度毎の内訳は必須としないが、参考提出する分には差し支えない。）また、見積書は「2 予算」に記載されている予算額を超過しないように留意すること。

- ④ 本市では参加支援事業について、福祉的な視点も持ちつつこれまでの福祉のイメージにとらわれず、多くの人の興味・関心を引く斬新なアイデアで展開されることで、これまで福祉に関わりがなかった多様な人とのつながりを生むことを期待している。

その理由は2点あり、1点目は、人を対象とした支援である以上、その支援は人の生活全般にまたがるべきものという考え方に基づくためである。

2点目は、参加支援事業は“既存の社会参加に向けた事業では対応できない”ニーズに対応することが求められる事業である。柔軟で豊かな発想に基づき、何人も受け入れる懐の広い事業展開が、多くのつながりの場を生み、人と人のつながりの中で互いに認め・認められ、自己肯定感を高めて誰もが元気になれる。そのことが、社会参加を支援するこの事業の本旨であると考えられるためである。

以上の考え方を十分踏まえて、特定テーマ①「地域を基盤とした参加の機会の発掘や受け皿となる土壌づくりについて」並びに特定テーマ②「ICT等の様々な媒体を通じた住民への周知及びコミュニケーション活動について」を提案すること。

- (4) 提出期限 令和7年7月8日（火）16時00分
- (5) 提出方法 持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く9時から16時30分（最終日のみ16時）までの間に持参すること。）
- (6) 提出先 「14 問合せ先」のとおり

10 企画提案書の審査（プレゼンテーション）

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日 令和7年7月11日（金）
- (2) 場所 三田市役所 ※詳細については後日連絡する。
- (3) 開始時間 後日連絡する。

- (4) 出席者 配置予定の管理責任者を含め、3人以内とする。
- (5) その他 プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市において用意する。
- ・プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分、質疑応答30分とする。
 - ・プレゼンテーションは、本件業務を担当する管理責任者が説明を行うものとする。

11 審査基準等

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。

なお、選定は次の「(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準」及び「(2) 企画提案書を特定するための基準」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (15点)	過去10年以内の本業務と同種または類似の業務の実績	評価点は、①同種業務の実績が複数ある場合、②同種業務の実績がある場合、③類似業務の実績が複数ある場合、④類似業務の実績がある場合の順位で評価。 同種＝福祉分野における個別支援に関する業務 類似＝福祉分野又はその他の分野における中間支援業務	5点
	業務担当予定従事者の実績・能力	評価点は、①同種業務の実績が複数ある場合、②同種業務の実績がある場合、③類似業務の実績が複数ある場合、④類似業務の実績がある場合の順位で評価。 同種＝福祉分野における個別支援に関する業務 類似＝福祉分野又はその他の分野における中間支援業務	5点
	本業務の推進体制	業務実施体制は妥当な人員体制となっているか。	5点

(2) 企画提案書を特定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
基本事項 (15点)	重層的支援体制整備事業への理解度	地域共生社会や包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の仕組みや、地域や住民が抱える課題の解決に向けて重層的支援体制整備事業が果たす役割を理解しているか。	5点
	参加支援事業の理解度	重層的支援体制整備事業における参加支援事業及び参加支援マネージャーが果たす役割を理解しているか。	5点
	スケジュール	提案のあった実施フローや工程表の内容が詳細に記載されており、現実的で妥当性があるか。	5点
特定テーマ① (45点)	地域を基盤とした参加の機会の発掘や受け皿となる土壌づくりについて	新たな居場所づくり及び居場所につなぐための機会づくり（マッチング）について、ひきこもりなど課題を抱える人が参加しようと思えるような、既存の取り組みにとられない斬新なアイデアが盛り込まれており、具体的、効果的かつ実効性のある提案となっているか。	15点
		ひきこもりなど課題を抱える人が、参加するだけでなく将来的には「支える側」としても社会参加できるような効果的な支援になっているか。	10点
		社会参加に向けた準備の場の整備に関して、特定の組織や活動者の熱意に頼らない、持続可能な仕組みになるような工夫があるか。	10点

		地域活動にこれまで関心がなかった人が、興味を持って参加しようと思える環境や機会づくりについて効果的で実効性のある提案となっているか。	10点
特定 テーマ② (15点)	ICT等の様々な媒体を通じた住民への周知およびコミュニケーション活動について	多くの人に閲覧してもらうための独自のユニークな視点・斬新なアイデアが盛り込まれているか。	10点
		ICT(ホームページやSNSなど)の運用	5点
その他 (10点)	個人情報保護	個人情報保護に関する対応	5点
	危機管理	事故、クレーム、トラブル等の対応	5点
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

- ① なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。
 - イ 「特定テーマ」に対する企画提案の得点が高い者
 - ロ 参考見積書の金額が低い者
 - ハ 上記においても同点の場合は、プロポーザル審査会による協議で決定する。
- ② 全審査委員の評価点の平均が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。
- ③ 審査対象者が1者であった場合でも審査を行う。

12 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和7年7月18日付け書面により通知する。企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した業務予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることとの了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。

- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書及び業務計画書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (11) 本業務は国の「重層的支援体制整備事業交付金」の交付を受けて実施するため、受注者は、本交付金の趣旨を踏まえるとともに、本市が交付金の関連事務を行うにあたり協力すること。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係（本庁舎1階）

TEL 079-556-8236

FAX 079-562-1294

E-mail: fukushi@city.sanda.lg.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「Σ」に置き換えています。